

社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会
共催、協賛及び後援の承認に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)が各種団体の実施する事業、講演会等(以下「事業」という。)の共催、協賛及び後援(以下「共催等」という。)を行う場合の基準、手続き等について必要な事項を定め、もって事業の健全な推進を図り、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業の企画又は運営に参画し、共同主催者としての責任を負うこと
- (2) 協賛 事業の趣旨に賛同し、費用や労力について協力すること
- (3) 後援 事業の趣旨に賛同し、開催を援助するために名義使用を認めること

(共催等の申請)

第3条 共催等を受けようとする団体は、原則として事業実施日の30日前までに共催等承認申請書(第1号様式)により協議会会長(以下「会長」という。)へ申請しなければならない。

- 2 会長が必要と認めるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 予算書(第2号様式)
 - (2) 団体等の規約、会則その他これらに類する書類
 - (3) 団体等の活動実績を記載した書類

(承認の基準)

第4条 共催等の承認は、次に定める基準により行うものとする。

2 主催者についての承認基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 官公庁及びこれに準ずる団体
- (2) 公益法人及びこれに準ずる団体
- (3) 福祉団体又は民間の企業
- (4) その他特に会長が認めるもの

3 事業内容についての承認基準は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 事業内容が市民を対象とすること。
- (2) 事業内容が明らかに福祉・保健衛生の向上・推進をめざすものであり、公益性のあるものであること。ただし、宗教及び政治活動と認められるものを除く。
- (3) 政治的中立の趣旨に反しないものであること。
- (4) 主催又は主催団体の存在が明確であること。
- (5) 営利を目的としないものであること。

- (6) 入場料その他これに類するものを徴収しないこと。ただし、当該事業の運営に係る経費の範囲内である場合やチャリティ等を目的として開催される事業の場合はこの限りではない。
- (7) 開催の場所が、公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び措置が講ぜられていること。
- (8) 新居浜市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 29 号）に規定する暴力団を利用するものでないこと。

（承認の通知）

第 5 条 会長は、共催等を承認したときは、当該申請者に対し承認書（第 3 号様式）により通知するものとする。

（事業中止等の届出）

第 6 条 共催等を承認された団体は、事業の中止又は事業内容等に変更があったときには、速やかに会長にその旨を届け出なければならない。

（共催等の承認の取消）

第 7 条 会長は、共催等の承認後において、第 4 条に規定する承認の基準に適合しない事実が判明した場合その他不適當な行為があると認めるときは、これを取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

平成 6 年 4 月 1 日施行の社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会が定める各種行事の共催、後援等の取扱要綱及び事業の共催、後援及び協賛の取扱要領は本要綱施行の日をもって廃止する。